

令和4年4月1日

令和4年度 島本町立第二小学校 学校経営方針

島本町立第二小学校  
校長 山田 敏博

はじめに

「教育は人なり」

これからの学校は、1人1人の児童が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが求められている。

児童が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、1人1人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめ、家庭や地域の人々を含め、様々な立場から児童や学校に関わる全ての大人にとって期待される役割である。幼児期の教育の基礎の上に、中学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童の学習の在り方を考えなければならない。

教職員も常に自分の良さや可能性を認識し、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、教育課題に取り組んでいくことが求められている。教職員1人1人が自身の持ち味を生かし、日々の教育活動に誠実に取り組んでいこう。

1 学校教育目標

- ・基礎学力の充実を図り、自分の考えをもつ児童の育成
- ・自他を大切にし、思いやりの心をもつ児童の育成
- ・心身ともにたくましく、しなやかな児童の育成
- ・地域とのつながりを大切にし、多様な視点をもつ児童の育成

2 めざす児童像

「自他を大切にし、自律的にものごとを考え、行動できる児童」

3 めざす学校像

- ・信頼される学校
- ・安全、安心な学校
- ・保護者、地域と連携する学校

4 重点目標

「つながる 深める 学びを創造(つくる) 児童の育成」

- ・「対話」を学びの基盤として、意欲的、創造的な学習活動をし、深い学びへとつなげる授業の改善をめざす。

5 めざす児童像の実現に向けて、学校教育目標を具現化する取組を推進

- (1) 確かな学力の育成

基礎・基本的な知識・技能の習得だけではなく、様々な状況の中で自ら考え、判断し、表現できる活用力、さらに生涯学び続ける力に通じる、新たな課題を追究できる探究力を身につける。また、学びをつなげ、深め、活かす授業づくりの研究（カリキュラムマネジメント）を推進する。

#### ① 授業づくり

- ・基礎・基本の定着を図るとともに、自ら考える力を育成する（授業の構造化）。
- ・教材、課題、発問等の工夫を図り、児童が学びに向かう姿勢（力）を醸成する。
- ・教育計画、指導計画にしたがい、意図的・計画的な指導を行う。
- ・目標や授業の流れの提示、「逆向き設計」に基づいた単元設計に沿った形成的評価（日常の授業評価）から授業改善を図り、学びの質を高める。
- ・言語環境を整え、系統的な言語活動を重視し、主体的、対話的で深い学びをめざす。
- ・授業研究会では、研究の視点を明確にしながらか授業を深めるとともに、授業研究会の在り方、進め方についてのさらなる改善を図る。
- ・WG（ワーキング・グループ）の定着から発展的、継続的に取組を展開する。とりわけ、ICT教育推進WG（名称をICT・プログラミング教育WGから変更）については、本校は島本町のパイロット校であり、先進的、戦略的に取組を進める。また、外国語教育、安全教育、体育・体力向上、インクルーシブWGにおいても効果的な取組および検証を進める。
- ・効果的な少人数、習熟度別授業の追究、および教科担任制授業（専科授業、教科担当制（交換授業）等）を推進する（3年生以上）。

#### ② 読書指導

- ・図書館の活用や学校図書館職員およびボランティアと連携し、読書習慣の定着をめざす。
- ・読書の時間、朝の一斉読書、読書週間を活用し、読書活動を充実させる。
- ・図書館と連携した授業の取組を図る。

### (2) 豊かな心の育成

全人的な人格形成を基盤に、一人ひとりが自尊感情を育み、お互いを認め合い、高め合う集団めざし、道徳教育や体験活動だけではなく学校教育活動全体で育てていく。

#### ① 道徳教育

- ・全体計画に基づき、教育活動全体を通じて、道徳的実践力を養うよう指導する。
- ・特別の教科道徳では、教育活動全体と密接な関連を図りながら、授業の工夫改善を行い、道徳的実践力を育成する。また、妥当性のある道徳の評価研究、ローテーション授業を推進する。

#### ② 人権教育

- ・すべての児童の自尊感情を育む取組を通して、自己開示と自己実現を促進する人権教育の展開を図る。
- ・体罰、いじめ、差別や偏見のない人権が尊重された教育を推進する。

#### ③ 集団づくり

- ・それぞれの意見や気持ちが全体で出し合え、共有できる集団づくりを進める。
- ・個性や違いを認め合う集団をめざし、多様性の理解と安心の場づくりを進める。

### (3) 健やかな体の育成

健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現をめざし、健康・安全で活力ある生

活を営むために必要な力を育む。

① 体育科等

- ・WGの有効的な活用を図り、系統的なカリキュラムを作成し、効果的な指導方法を追究する。
- ・全国体力・運動能力調査を通して、体力の実態把握を行い、WG等で課題を明確にし、体力・運動能力の改善に向けて取り組む。

② 健康教育

- ・保健指導等を通じて、健康で安全な生活を実現する自己管理能力を育成する。
- ・新型コロナウイルス感染予防を引き続き徹底するとともに、正しい知識を持ち、差別、偏見が起こらないように取り組む。
- ・「早寝・早起き・朝ご飯」等の基本的な生活習慣の定着への啓発を図るとともに、「あいうべ体操」等、病気・けが予防の取組を促進する。

③ 食育

- ・食育指導等を通じて、日常の食事の大切さに気付くとともに、望ましい食習慣を形成する。
- ・栄養教諭と連携を図りながら教科・領域の中に食教育の視点を入れる。
- ・食教育の取組を全体カリキュラムの中に位置付け、教科横断的な探究学習を模索する。

## 6 めざす学校像の実現に向けて

学校は保護者や地域の理解、支援の中で成り立つコミュニティであり、児童とともに育てるという意識を忘れず、PTAや地域の人々への相互連携を推進していく。また、一人ひとりが学校の顔となることを忘れず、取組や対応の際にはそのことを常に心がけておく。

### (1) 信頼される学校

① 学校として（組織として）

教職員1人1人が学校組織を構成しているという自覚を持ち、学校で起こっている教育課題については、全教職員の課題である。課題を共有し、課題解決を図る教員集団であること。

- ・報告、連絡、相談を徹底し全教職員が指導方針に基づいた共通認識で対応する。
- ・学級の課題は、学年等のチームで対応する。
- ・教職員が互いの個性を尊重し、円滑な関係づくりに努める。
- ・与えられた自分の役割に責任をもつことはだけでなく、自分ができることを積極的に行う。
- ・全教職員が自己研鑽に励み、組織に還元する。

② 教職員として（教師力）

- ・教材の創意工夫、課題設定、発問の工夫、ICTの活用等授業力の向上に努める。
- ・児童を理解しようという気持ち、コミュニケーション、適切かつ継続的な指導・支援、児童の自己理解の促進を図る。
- ・保護者の思いを受け取り（傾聴）、保護者と協力しながら、児童の成長に資するよう努める

③ 支援教育の推進

- ・多様性を尊重し「共に学び、共に育つ」ことを大切にするインクルーシブ教育を推

進する。

- ・どの児童にとってもわかりやすい授業、日課をめざす。ユニバーサルデザインに基づく環境づくり（環境の構造化）、合理的配慮に基づく授業づくりを行う。
- ・障がい者理解教育を推進し、人間の多様性の尊重等の強化に努める。
- ・保護者、通級指導教室、関係諸機関との連携を進める。

#### ④ 保幼小中一貫教育

- ・幼保で培われた力を、小学校の教育活動につなぎ、児童の学びに向かう力の育成を図る。
- ・保幼での学びをつなぐ（スタート・カリキュラム）とともに有効な行事等の調整、連携を図る。
- ・「小中9年間の育ち」を見据え、第二中学校との連携強化を図る。
- ・小中のカリキュラムの接続を見通した教科研究を進める（町教研）。

### (2) 安全・安心な学校

- ・教職員全体の危機管理意識の向上を図るとともに危機対応能力を養う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」、マニュアル等に基づいた問題行動等の早期発見・早期対応（いじめ・不登校・虐待、問題行動、セクハラ、個人情報保護等）に取り組む。
- ・安全計画に基づいた施設・設備の点検、避難訓練を行うとともに安全学習に取り組む等、安全教育を推進する。
- ・WGの有効的な活用を図り、安全教育をカリキュラム上に位置付け、実践と検証を行う。
- ・学校安全マニュアルの改訂、系統的な安全学習の実施、効果的な避難訓練の実施
- ・PTA 運営委員、地区委員、ボランティア等との連携により、登下校の安全確保に努める。

### (3) 保護者・地域と連携する学校

#### ① 情報発信

- ・教育活動を公開し、学校 HP、掲示物や通信の発行等により学校の取組や児童の様子を積極的に発信する。

#### ② 保護者・地域との連携

- ・保護者からの相談・意見等は真摯に受け止め、関係づくりに努める。
- ・施設との連携と緊密な交流を進める。
- ・学校教育活動の丁寧な発信と協力の呼びかけを行うとともに、PTA行事や地域行事に積極的に参加する。
- ・島本町学校支援「ゆめ本部」を積極的に活用する。

## 7 教職員としての基本姿勢

- ・教育公務員としての自覚のもと、関係法令の遵守し、社会人としてのモラルやマナーを守る。（率先垂範 服装 整理整頓 時間厳守 電話・来校者応対 接遇マナー）
- ・心身の健康は充実した教育活動の基盤となるため、「働き方改革」を推進する。
- ・温かい言葉、温かい視線、さりげない心遣い等を心がける。
- ・人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法など自己啓発に努める（質の高い教育基盤を）。